

赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第37号

赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

赤穂市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和41年赤穂市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第4項中「休暇簿」を「介護休暇票」に改める。

第21条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第21条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に、「減じた時間）」を「減じた時間」に改める。

第24条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

（条例第19条第2項の規則で定める期間）

第24条 条例第19条第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。